

君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例（平成24年君津郡市広域市町村圏事務組合条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（検査項目等）

第2条 条例第3条第1項に規定する水質基準（以下「水質基準」という。）に適合しているかどうかの検査に係る検査事項及び基準は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表に定めるところによるものとする。

2 前項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。

（増設及び改造の工事）

第3条 条例第5条の規則で定める増設又は改造の工事は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設工事、増設工事又は大規模な改造に係る工事

（確認申請書及び添付書類等）

第4条 条例第6条第1項に規定する申請書は、小規模専用水道新設・増設（改造）工事確認申請書（別記第1号様式）とする。

2 条例第6条第1項の規定で定める書類及び図面のうち、同条に規定する小規模専用水道の新設に係る書類及び図面は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 給水区域を記載した図面
- (2) 小規模専用水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- (3) 主要な小規模専用水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする図面
- (4) 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面
- (5) その他管理者が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、前条各号に掲げる工事を行う場合に係る条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面は、前項各号に定める書類及び図面のうち当該工事に係る部分の書類及

び図面とする。

4 条例第6条第2項第8号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地

(2) 水の供給を受ける者の数

(給水開始前の届出及び検査)

第5条 条例第8条第1項に規定する届出は、小規模専用水道給水開始届出書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 条例第8条第1項に規定する水質検査は、小規模専用水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水(以下「検水」という。)について、第2条に規定する検査項目等により行う検査及び当該検水について行う消毒の残留効果に関する検査とする。

3 条例第8条第2項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水等設備の新設、増設又は改造により影響のある事項に関し、当該新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる小規模専用水道施設について行うものとする。

(小規模専用水道の廃止等の届出)

第6条 条例第9条に規定する変更の届出は小規模専用(簡易専用)水道変更届出書(別記第3号様式)により、同条に規定する廃止の届出は小規模専用(簡易専用)水道廃止届出書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 条例第9条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 条例第6条第2項各号に掲げる事項

(2) 設置者の住所及び氏名

(定期又は臨時の水質検査)

第7条 条例第10条第1項の規定により行う定期の水質検査は、検水について、次の表の左欄に掲げる検査を当該右欄に定める回数により実施するものとする。

検 査	回 数
色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査	1日につき1回
第2条に規定する検査項目等により行う検査	おおむね6ヶ月につき1回

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第2条に規定する検査項目等による

検査の全部又は一部を省略することができる。

- 3 条例第10条第1項に規定する臨時の水質検査は、小規模専用水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれがあると認められる場合に検水について行う第2条に規定する検査項目等による検査とする。この場合において、前項の規定を準用する。

(衛生上の措置)

第8条 条例第11条の規定により、小規模専用水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水源地、浄水場、配水池は常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- (2) 前号の各施設には、かぎをかけ、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- (3) 配水池等水槽の清掃を1年ごとに1回定期に行うこと。
- (4) 給水せんにおける水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素の場合は1リットルにつき0.4ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合にあっては、給水せんにおける水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.2ミリグラム(結合残留塩素の場合は1リットルにつき1.5ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。

(小規模簡易専用水道の給水開始の届出)

第9条 条例第13条第1項の規定による小規模簡易専用水道の給水開始の届出は、小規模簡易専用水道給水開始届出書(別記第5号様式)により行うものとする。

- 2 前項の届出書には次の各号に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地
- (2) 水の供給を受ける者の数
- (3) 水源となる水を供給する水道事業者(水道法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。)の氏名又は名称
- (4) 受水槽及び高置水槽の数、有効容量、材質、設置場所等の施設の概要
- (5) 給水開始年月日
- (6) 主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図

(7) その他管理者が必要と認める書類

(小規模簡易専用水道の廃止等の届出)

第10条 条例第13条第2項に規定する変更の届出は小規模専用(簡易専用)水道変更届出書

(別記第3号様式)により、同項の規定する廃止の届出は小規模専用(簡易専用)水道廃止届出書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 第9条第2項各号(第5号を除く。)に掲げる事項

(2) 設置者の住所及び氏名

(小規模簡易専用水道の管理基準)

第11条 条例第14条に規定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 水槽の清掃を1年ごとに1回定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、第2条に規定する検査項目等による検査を行う。(必要があると認める場合は、当該検査の全部又は一部を省略することができる。)

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(身分証明書)

第12条 条例第17条第3項の証明書の様式は、身分証明書(別記第6号様式)とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条第1項)

小規模専用水道新設・増設（改造）工事確認申請書

年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 様

住 所

氏 名 ⑩

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

小規模専用水道の新設・増設（改造）工事の確認を受けたいので、君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

小規模専用水道給水開始届出書

年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 様

住 所

氏 名 ⑩

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

給水を開始したいので、君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例第8条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 確認番号・年月日
- 2 給水開始予定年月日
- 3 水質検査の結果

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

小規模専用（簡易専用）水道変更届出書

年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 様

住 所

氏 名 ⑩

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり変更したので、君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例第9条（第13条第2項）の規定により届け出ます。

記

- 1 水道の区分 小規模専用水道 ・ 小規模簡易専用水道
- 2 確認番号・年月日（届出年月日）
- 3 施設（区域）の名称及び所在地
- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更事項 旧
新

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第4号様式（第6条第1項及び第10条第1項）

小規模専用（簡易専用）水道廃止届出書

年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 様

住 所

氏 名 ⑩

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおり小規模水道を廃止するので、君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例第9条（第13条第2項）の規定により届け出ます。

記

- 1 水道の区分 小規模専用水道・小規模簡易専用水道
- 2 確認番号・年月日（届出年月日）
- 3 施設（区域）の名称及び所在地
- 4 廃止予定年月日 年 月 日
- 5 廃止の理由

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

小規模簡易専用水道給水開始届出書

年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 様

住 所

氏 名 ⑩

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

小規模簡易専用水道の給水を開始したいので、君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例
第13条第1第の規定により関係書類を添えて届け出ます。

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

身分証明書

(表面)

8. 5 cm

第 号
身 分 証 明 書
職 名
氏 名
上記の者は、君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例第17条の規定により、立入検査を行うことができる者であることを証する。
平成 年 月 日
君津郡市広域市町村圏事務組合 印

6 cm

(裏面)

君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例（平成25年君津郡市広域市町村圏事務組合条例第 号）抄
（報告の徴収及び立入検査）

第17条 管理者は、小規模専用水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模専用水道の設置者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模専用水道の工事現場、事務所若しくは小規模専用水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模専用水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2 管理者は、小規模簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模簡易専用水道の設置者から小規模簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 前各項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。